

ホーム

金融庁について

報道・広報

政策・審議会

法令・指針等

金融機関情報

国際関係情報

アクセス F S A  
(広報誌)

ホーム > 報道発表資料 > 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について

ポスト

令和8年6月8日  
金融庁

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について

金融庁では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」、「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」及び「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示」の一部改正（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、パブリックコメントを実施します。

本件は、令和7年12月に公表された「地域金融力強化プラン」を踏まえ、地域における顧客サービスの維持・確保に向けた取組の推進に係る監督指針の改正、早期警戒制度の見直しに係る監督指針の改正（[概要](#)）を行うものです。

また、一定の要件を満たす出資について100パーセントのリスク・ウェイトを適用可能とするパーゼル合意上の規定を踏まえた制度整備のために、「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示」の改正を行うものです。

※具体的な改正案については、別紙1～別紙9を御参照ください。

改正案（別紙1～別紙9）について御意見がありましたら、**令和8年7月8日（水曜）15時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があつた際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#)

### 御意見の送付先

金融庁監督局銀行第二課  
郵便：〒100-8967  
東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

（別紙1） [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）（新旧対照表）](#)

（別紙2） [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）（新旧対照表）](#)

### 相談・手続・採用情報

#### ▶ 各種窓口のご案内

- ▶ 金融サービス利用者相談室
- ▶ 金融行政モニター

#### ▶ 情報公開等

#### ▶ パブリックコメント

#### ▶ 申請・届出・照会

- ▶ オンライン行政手続

#### ▶ 入札公告等

#### ▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

### 📶 新着情報配信サービス

### 🔍 金融事業者一括検索機能

### 💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

### ▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

### ▶ 関連リンク

### 金融庁金融研究センター

### 証券取引等監視委員会

### 公認会計士・監査審査会

- (別紙3) [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
- (別紙4) [「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
- (別紙5) [「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
- (別紙6) [「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件」の一部改正\(案\)](#)
- (別紙7) [「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
- (別紙8) [「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件」の一部改正\(案\)](#)
- (別紙9) [「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正\(案\)](#)

別紙5～別紙9で示した改正案については、銀行及び銀行持株会社以外の業態に関する告示において同様の改正を行う予定です。対象となる告示及びそれらを定める根拠となる法令の条項については、こちら[別紙10](#)をご覧ください。

## 問合せ先

### ▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

### ▶ ウェブサイト受付

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

## 所管

(別紙1) に関する内容：監督局銀行第二課（内線3536、3714）

(別紙2) に関する内容：監督局銀行第一課（内線2786、2783）

(別紙3・4) に関する内容：監督局協同組織金融室（内線3307、2265）

(別紙5～10) に関する内容：総合政策局リスク分析総括課健全性基準室（内線2358）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の所管のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

## サイトマップ

### ▶ 金融庁について

- ▶ 組織
- ▶ 大臣・副大臣・政務官
- ▶ 金融庁の概要
- ▶ 金融庁の改革
- ▶ 所管の法人
- ▶ 予算・決算
- ▶ 政策評価
- ▶ 採用情報

### ▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
- ▶ 報道発表資料
- ▶ 記者会見
- ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
- ▶ [アクセスFSA \(広報誌\)](#)
- ▶ 白書・年次報告
- ▶ 職員による講演等
- ▶ 職員による寄稿等 [☑](#)

### ▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
- ▶ 金融行政方針
- ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
- ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
- ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等

### ▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
- ▶ 検査・監督の基本方針等
- ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- ▶ 監督指針・事務ガイドライン
- ▶ 監督指針一覧
- ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧

### ▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

### ▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
- ▶ 国際金融センター [☑](#)
- ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
- ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等

### ▶ アクセスFSA (広報誌)

- ▶ [利用者の方へ](#)
- ▶ [注意喚起情報](#)
- ▶ [業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点](#)
- ▶ [よく閲覧されているページ](#)

- ▶ [審議会・研究会等一覧](#)
- ▶ [研究・調査](#)
- ▶ [金融研究センター](#)

- ▶ [告示・ガイドライン・Q&A等](#)
- ▶ [告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧](#)
- ▶ [金融上の行政処分等](#)

- ▶ [金融安定理事会 \(FSB\)](#)
- ▶ [バーゼル銀行監督委員会 \(BCBS\)](#)
- ▶ [保険監督者国際機構 \(IAIS\)](#)
- ▶ [証券監督者国際機構 \(IOSCO\)](#)
- ▶ [金融活動作業部会 \(FATF\)](#)
- ▶ [その他](#)

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス \(EDINET等\)](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)  
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000